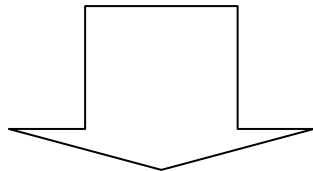


相続等によって農地の権利を取得したときは…



農業委員会に届出をお願いします。

届出が必要な方

農地法の許可を要せずに以下の理由で農地の権利を取得した方

- ◆ 相続（遺産分割・包括遺贈等を含む）
- ◆ 法人の合併・分割
- ◆ 時効 など

※届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、罰則の規定があります。

お手続きは簡単です。

農業委員会の窓口までお越しください！

（届出書の様式は、別紙のとおりです。）

お問い合わせ先

茅野市農業委員会事務局

〒391-8501

茅野市塚原二丁目6番1号

電話（0266）72-2101代

内線442・441